

物 件 調 書 (物件番号97)

【土地】						
所在及び地番	静岡県駿東郡清水町中徳倉3番9					
住居表示	-					
土地面積	208.41㎡(実測)	地目	(現況)宅地	土地の形状	別添図のとおり	
	208.29㎡(登記簿)		(登記簿)宅地			
接面道路の幅員、種別、状況等	北西面が幅員約5m、南西面が幅員約4mの町道に接している。					
私道の負担等に関する事項	無					
法令に基づく制限の概要	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種中高層住居専用地域		
	建ぺい率	60%				
	容積率	150%				
	高さの制限	道路斜線制限	無・ <input checked="" type="radio"/> 有	隣地斜線制限	無・ <input checked="" type="radio"/> 有	
		北側斜線制限	<input checked="" type="radio"/> 無・有	絶対高さ制限	<input checked="" type="radio"/> 無・有 (10m・12m・20m)	
		日影による中高層の建築物の制限		無・ <input checked="" type="radio"/> 有		
	外壁後退	<input checked="" type="radio"/> 無・有	壁面線の制限	<input checked="" type="radio"/> 無・有		
	準防火地域	<input checked="" type="radio"/> 無・有	防火地域	<input checked="" type="radio"/> 無・有		
その他	※各制限内容の詳細は、清水町の建築確認担当課にお問い合わせください。					
供給処理施設の状況			事業所名	電話番号		
	電気	無・引込可 <input checked="" type="radio"/> 有	東京電力エナジーパートナー(株) 沼津カスタマーセンター	0120-995-901		
	上水道	無・引込可 <input checked="" type="radio"/> 有	沼津市役所 水道部水道サービス課	055-934-4853		
	下水道	無・引込可 <input checked="" type="radio"/> 有	清水町役場 都市計画課 下水道業務係	055-981-8222		
	都市ガス	無・引込可 <input checked="" type="radio"/> 有	静岡ガスお客さまコンタクトセンター	055-927-2811		
道路(直線距離)	一般道	国道1号線:物件の北方約1800m				
	高速道	東名高速道路 沼津IC:物件の北方約6500m				
交通機関(直線距離)	鉄道	JR沼津駅:物件の北西方約3300m、JR三島駅:物件の北方約4000m				
	バス	東海バス「大門口」バス停:物件の南東方約200m(沼津駅まで約20分)				
公共施設(直線距離)	市役所	清水町役場:物件の北東方約1100m				
	小学校	清水町立南小:物件の東方約1000m				
	中学校	清水町立南中:物件の西方約700m				
周辺施設(直線距離)	商業施設	マックスバリュエクスプレス清水町徳倉店:物件の東南方約300m				

【 建 物 】 (物件番号97)		
所 在	静岡県駿東郡清水町中徳倉3番9	
建物の状況 (主である建物)	家屋番号	—
	構造・用途	木造スレート葺き平家建 住宅
	建築面積	延76.18㎡
	建築時期	平成3年3月
	設計等	3LDK(和室6帖×2、洋室6帖)
建物の状況 (付属建物)	家屋番号	—
	構造・用途	—
	建築面積	—
	建築時期	—
	設計等	—
外構工事等	門扉、塀、フェンスほか	
◎参考事項(物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地中埋設物調査は実施していません。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本建物は平成30年3月まで静岡県企業局公舎として使用されていましたが、その後は入居者がいません。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物・工作物・設備等は現状有姿による引渡しとします。築後相当年数を経過しており、摩耗・老朽化しているため、現状のままでの使用は困難な場合があります。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況建物を使用する場合は、それぞれの専門業者による補修・点検等必要な措置を行い、安全及び使用方法等を確認する必要があります。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門業者によるアスベスト調査は未実施です。アスベストが発見された場合は、買受者の負担により対応をお願いします。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断を行っていないため、建物を使用する場合は、買受者の負担により耐震診断及び耐震補強等の対応をお願いします。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物内物品類は現況での引き渡しとなります。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内の建物や残存物、雑木等も含め、あくまで現状有姿での引渡しであることに留意してください。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考として、物件に関する建築図面等を企業局東部事務所総務課で閲覧することができます。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物内部の確認ができるのは現地説明会のみです。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料に過ぎません。必ず、入札参加者御自身において、現地及び諸規制の調査確認を行ってください。</li> </ul>		

# 案内図



※対象物件はおよその位置を示す案内図になります。土地の正確な形状を表すものではありません。

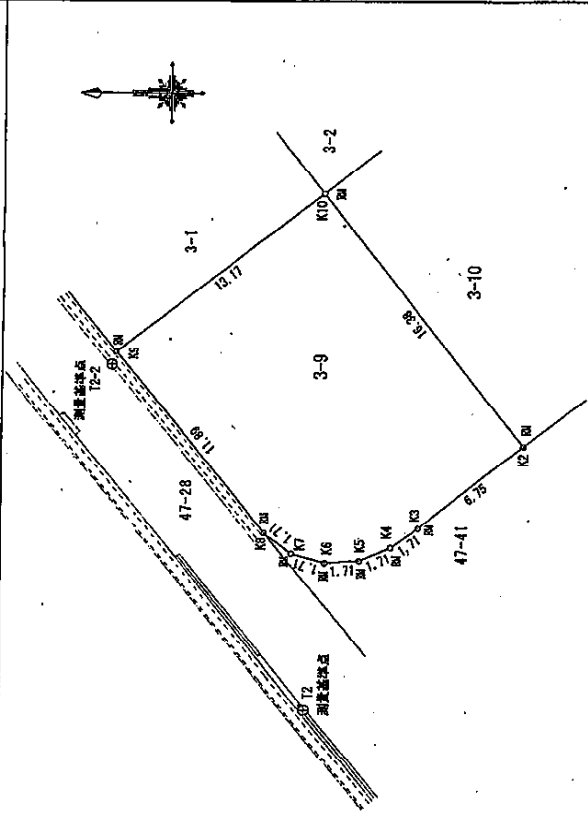
## その他の注意事項

- (1) 建物の建築図面等は、静岡県企業局東部事務所総務課において閲覧できます。ただし必要とする図面がない場合や現況と図面が違っている場合等があります。
- (2) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。  
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (3) 建物を解体撤去する場合の費用負担については、県は対応しません。また、解体撤去する場合は、騒音等の周辺の環境に配慮してください。
- (4) 敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
- (5) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (6) 敷地内にフェンス、塀、柵、車庫、物置等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、県は対応しません。
- (7) 地中埋設物調査は実施していません。地中埋設物が発見されたとしても県は契約不適合責任を負いません。
- (8) 周辺に上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (9) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (10) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱（電信柱・電柱付属物・電線等を含む）・支線・ゴミ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応しません。
- (11) 物件の敷地内（地中を含む）にゴミ（家電等を含む）・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (12) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (13) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- (14) 建物のアスベストについては、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、県は対応しません。
- (15) 建物は未登記です。建物の登記については、県は対応しません。

地積測量図

地番 3-9

土地の所在 駿東郡清水町中徳倉



測量点名称	X座標	Y座標
三角点(総測)	1017A	35901.834
多角点(総測)	10A33	36012.081
基点(総測)	1A173	35881.504

測量点名称	X座標	Y座標
T2(総測)	-100631.886	35935.528
T2-2(総測)	-100622.080	35953.064

測地系	世界測地系(測地成果2011)
座標系	国系
測量年月日	令和1年8月22日

求積表

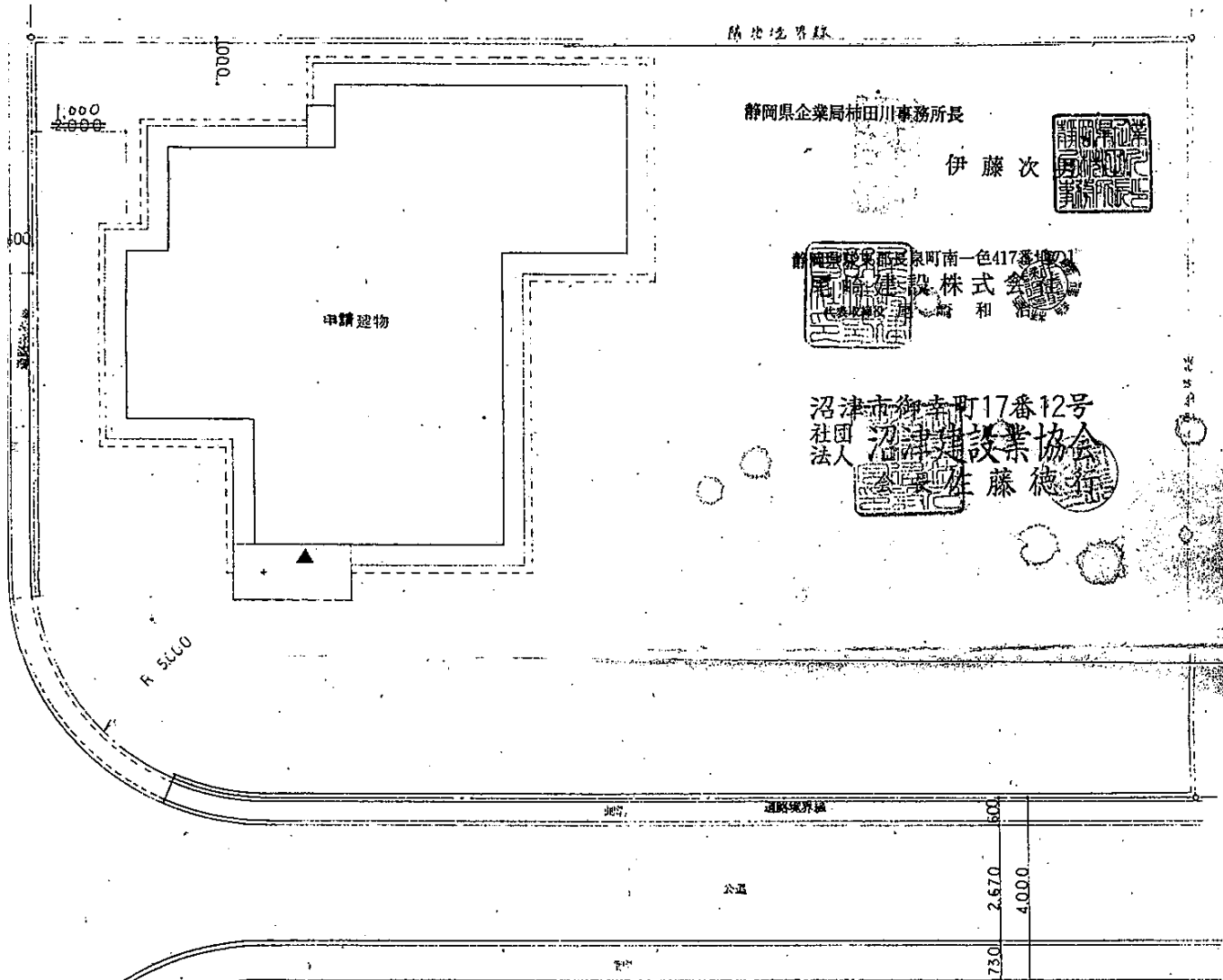
地番	Xn	Yn	Xn+1	Yn+1	Xn - (Yn+1 - Yn)
K1	-100642.842	35848.968	17.041	4.771	-1715054.670622
K2	-100632.690	35861.890	-17.350	741671.252228	-80118.569990
K3	-100622.292	35853.737	-10.253	1031757.517701	152857.590162
K4	-100631.188	35843.484	-0.362	34423.084460	-81312.710744
K5	-100632.830	35843.004	0.806	1.897	-167161.463372
K6	-100624.543	35843.122	1.897	35844.789	-518865.826620
K7	-100635.118	35843.812	1.897	208.4103485	-416.826697
K8	-100637.590	35844.789	208.4103485	208.41	208.41
合計					208.41

境界附号 S...石折、C...コンクリート杭、P...プラスチック杭、R...金属杭、M...鋼ミ、RM...金属環 (単位:m)

作成者	静岡企業局東部事務所
申請人	静岡県 静岡市清水区 川勝 平太
縮尺	1/250

(令和1年10月10日作成)

建物配置図



静岡県企業局柿田川事務所長

伊藤次



静岡県建設株式会社  
代表取締役 藤和

沼津市御幸町17番12号  
沼津建設業協会  
社団法人  
代表理事 藤徳

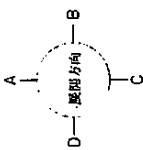
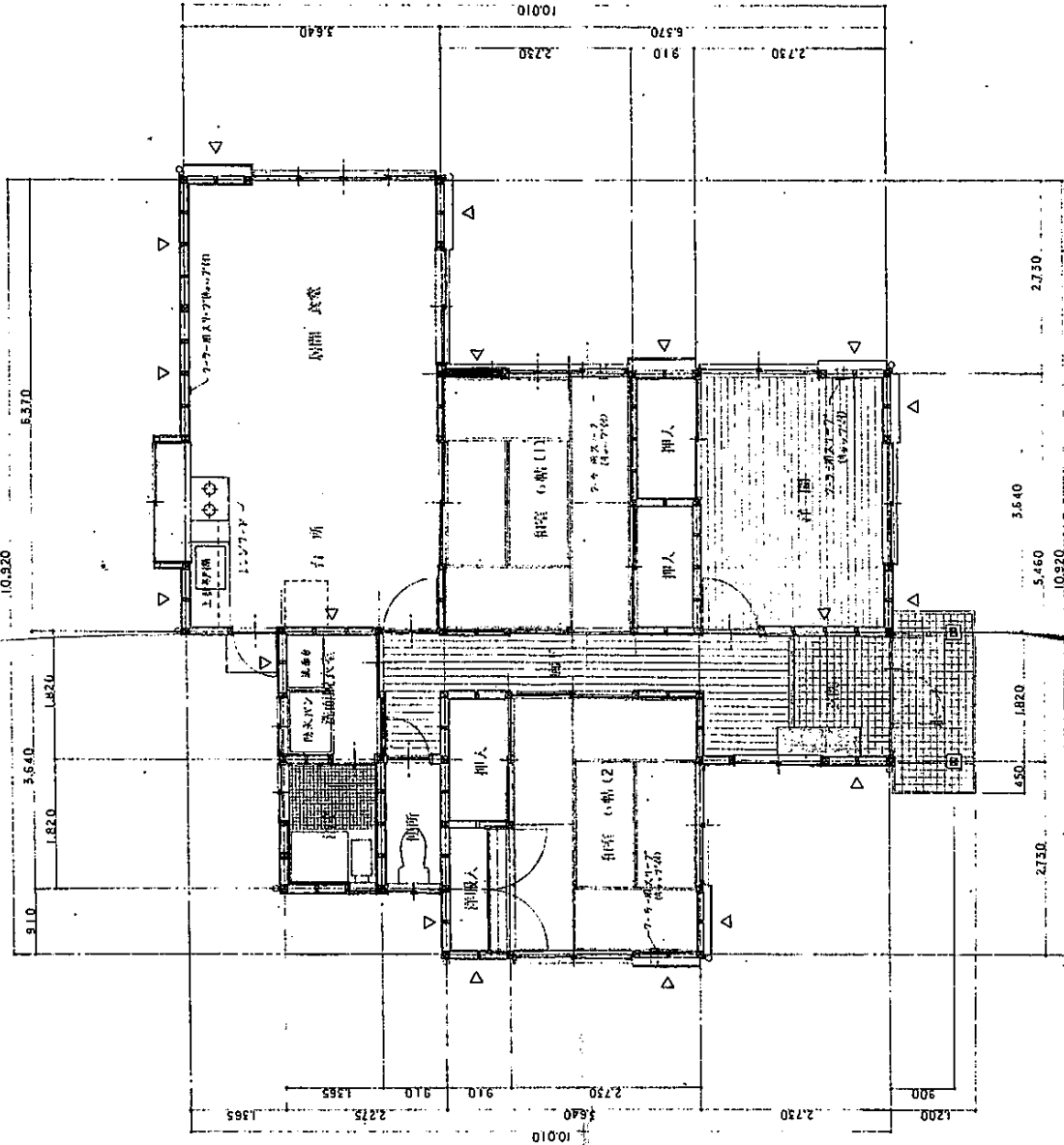


配置図 S 1:100

面積表

	申請部分	申請以外の部分	合計
敷地面積	402.18		402.18 ㎡
床面積	76.18		76.18 ㎡
延べ面積	76.18		76.18 ㎡
建築面積	76.60		76.60 ㎡
建ぺい率	76.60/402.18×100		18.94 %
容積率	76.18/402.18×100		18.94 %

製作日	製図	工事名	縮尺	設計番号
設計	検印	図面名	S 1:2500 S 1:600 S 1:100	図面番号 A 3



静岡県企業局静岡田川事務所

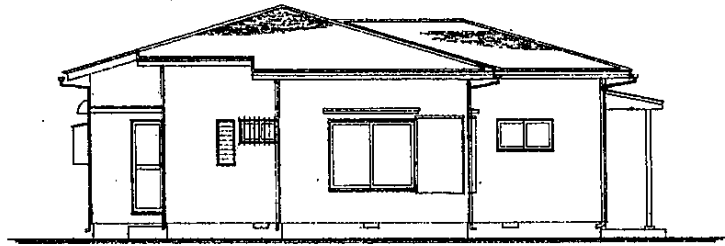
伊藤 次



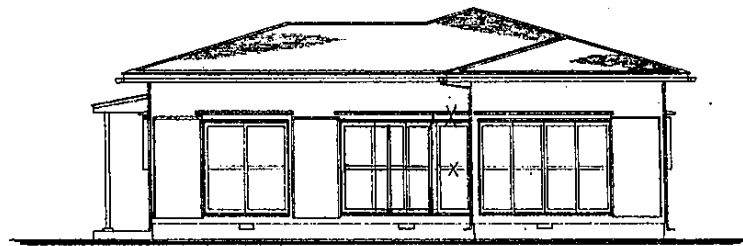
沼津市鶴巻町17番12号  
沼津建設業協会  
法人 佐藤 隆

平面詳細図 S 1:50 △ 幅4145x700

特記事項	池田建築設計事務所	製作者	製図	工務名	設計	縮尺	設計番号
訂正事項	池田建築設計事務所 静岡県沼津市鶴巻町17番12号 電話 0542-221111 FAX 0542-221112 第一建設士 第13144号 沼田 隆	設計	捺印	平成2年度	設計	S 1:50	A-7
				樹田工業用水管 管理公社保上第			図面番号
				図面名			



北立面図 1:100



南立面図 1:100

事項 .....  
事項 .....



株式会社

池田建築設計事務所

静岡・三島・浜松・裾野・富士・西伊豆・岡崎・豊川  
三島市総合4丁目36番5号 電話 66-62  
一級建築士事務所(9) 第881号 一級建築士 第18813号 池田



